

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊橋市長 浅井 由崇

市町村名 (市町村コード)	豊橋市 (23201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊橋西部 別紙参照
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月24日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・ 水稲が中心
- ・ 施設園芸（大葉、イチゴ、トマト、ナス、ラディッシュ）、露地栽培（キャベツ）もあり
- ・ 稲作オペレーターの集積が進んでいるが、集約は遅れている（愛知県内比較）
- ・ 水田によって条件が異なり、かえって分散している方がリスク分散できる場合もある
- ・ 複数のオペレーターが複雑に入り組んで耕作
- ・ 大村の水田は周辺住民が耕作しているが刈り取りのみ作業委託（農協が余力あるオペを紹介）
- ・ 瓜郷はWCSが多く、組合が収穫とラッピング機械を所有し共有
- ・ 前芝の加藤新田は区画が小さく荒れ始めている
- ・ 牟呂明治地区で県営かんがい排水事業を実施中（～R9予定）
- ・ 五号地区で畑地帯総合土地改良事業、二回地区で経営体育成基盤整備事業が完了、三郷地区で県営ほ場整備事業を実施中（～R8予定）
- ・ 耕作者は年々受託農地が増加している
- ・ 農業専業では高付加価値作物でなければ成り立たない
- ・ 農業経営の将来に不安を抱く人がいる
- ・ 今の田畑を維持することで手一杯
- ・ 自分で耕作したいと思っても採算が合わず、仕方なく貸出している所有者もいる
- ・ 相対契約が多い

【課題】

- ・ 利害関係から集約化が進まない
- ・ 後継者不足
- ・ 耕作者・所有者の高齢化
- ・ 条件の悪い（形状不良、狭小、法面など）農地の活用
- ・ 気候変動による病虫害の増加
- ・ 農産物の価格が安すぎるなどで儲からない
- ・ 水田に経費がかかりすぎる
- ・ オペレーターは手一杯で水田の受け手がない
- ・ 収入が増えなければ面積を増やせず、人を雇えなければ面積拡大できない
- ・ 大規模経営オペレーターの後継者で、耕作出来なくなった際に大規模面積の受け手がない
- ・ 現状で精一杯で5年後、10年後の見通しが立たない
- ・ 1反以下など1筆の面積があまりにも小さい
- ・ 相対契約の実態が把握できていない
- ・ 担い手同士が話し合いできる基礎資料がない
- ・ 畑地の耕作希望者がいないため、田畑混在の地域では効率的な集積・集約が難しい
- ・ 中間管理事業の周知が出来ていない（中間管理機構が何をしているか分からない）
- ・ 各種補助金の周知が出来ていない
- ・ 収入保険に飼料用米の補助金分の保証がない
- ・ 賃料では土地所有者の負担（固定資産税、用水費など）が賄えず赤字など出し手にメリットがない
- ・ 出し手と受け手双方の理解と協力が必要

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水田、施設園芸（大葉、イチゴ、トマト、ナス、ラディッシュ）、露地栽培（キャベツ）等を引き続き営農する
- ・ 経営が成り立つ儲かる農業
- ・ 集約化による合理化
- ・ 集団化（個々の経営でなく地域としての経営）
- ・ 生産コストに一定の利益率を確保した適正価格の設定（国が関与、フランス型農業の導入）
- ・ 集約だけでなく自作農家に対しても支援
- ・ 若い世代に注目される農業を目指す
- ・ 土地所有者の負担減のための方策の検討
- ・ 耕作者、所有者両方にメリットを出す

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,248 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,248 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・ 認定農業者、中心経営体などの大規模農家や拡大意向の強い農家を中心にゾーニングを図りながら集積・集約化を進める
- ・ 10年先でなく、現時点で水田を40～100aの規模にする
- ・ 耕作者（オペレーター）の耕作地実態把握

(2) 農地中間管理機構の活用方針

上記の集積・集約を農地中間管理機構を活用して実施

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・ 担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、農用地の大区画化（畔の撤去なども含む）・汎用化等のための基盤整備を必要に応じて実施
- ・ 地元土地改良区への聞き取り

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・ 耕作者が足りない場合は、新規就農者や外部からの経営体（法人含む）の受入れを検討
- ・ 市やJA等と連携し相談から定着まで切れ目ないサポートに取り組む
- ・ 個人事業者のオペレーターが法人化した場合、税や法律上の優遇制度を設ける
- ・ 水田地域、施設地域を区分け

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①住みかとなりやすい雑草を削減。除草支援の対応。
- ⑥
- ⑨田、畑の雑草管理